

公益社団法人奈良県看護協会 BoneWave（骨ウェーブ）貸出しに関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県看護協会 BoneWave（骨ウェーブ）（以下「骨ウェーブ」という。）を貸出す場合の取り扱いに関し必要な事項を定める。

（使用の申込み）

第2条 骨ウェーブを使用するもの（以下「使用者」という。）は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「看護協会」という。）に、電話などで骨ウェーブの使用について仮予約をした上、「骨ウェーブ貸出申込書」（以下「申込書」という。）を提出し、その許可を得なければならない。

（1）申込みは6か月前からとし、先着順に受け付けるものとする。

（2）貸出しの期間は原則として7日以内とする。

2 貸出しができる者は次のとおりとする。

（1）看護協会関連事業で使用する者

（2）申込責任者が会員である者

（3）その他貸出しすることが適当であると会長が認めた者

3 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業に使用する者には貸出さないものとする。

4 貸出しを受けた使用者は、貸出期間内に骨ウェーブを元の状態で返却しなければならない。

（使用許可の通知）

第3条 看護協会は、第2条の規定に基づき許可をしたときは、使用者に対しその旨連絡するものとする。

（使用者の義務）

第4条 使用者は、骨ウェーブの使用に際しては使用方法に従い適切に取り扱わなければならない。

2 使用者は、申込み書記載のとおり使用するものとし、第三者に譲渡、転貸してはならない。

（使用料）

第5条 使用料は、使用する日1日につき13,200円（税込み）とする。ただし、第2条第2項第1号に定める者は無料とする。

2 前項の使用料は、貸出し終了後に看護協会が請求した日から2週間以内に支払わなければならない。

（使用許可の取り消し）

第6条 使用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの規程に違反したときは、使用の許可を取り消すとともに、その後当該使用者への貸出しは行わないものとする。

(損害賠償等)

第7条 使用者は、骨ウェーブを破損又は滅失し看護協会に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

2 使用者が第三者に与えた場合、看護協会は一切の責任を負わない。

(補足)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2025年2月14日から施行する。

BoneWave(骨ウェーブ) 貸出申込書

申込日		年 月 日 ()
団体名		
責任者	氏名	
	連絡先住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

- * 下記のとおり、申し込みます。
- * 骨ウェーブ借受と使用にあたっては、奈良県看護協会が定める貸出規程の内容を遵守します。

イベント名	
内容	
参加人数（推定可）	
会場（住所）	
使用日時	年 年 年 計 月 月 月 日 日（ ） 日（ ） 日（ ） 日 時 時 時 時 ～ ～ ～ 時 時 時 時
貸出期間	年 年 年 月 月 月 日（ ） 日（ ） 日（ ） ～ ～ ～ 日（ ） 日（ ） 日（ ）

- * 取扱い説明書を遵守し、申込貸出し期間内に返却してください。
期日内に返却できない場合は、必ず奈良県看護協会にご連絡下さい。
- * 借用および返却は、原則として、責任者の方でお願いします。
返却時、協会職員が骨ウェーブの損傷や汚染がないことを確認します。

受渡・受取場所 奈良県看護協会
(橿原市四条町288-8 看護研修センター)
TEL 0744-25-4014 FAX 0744-24-7703